

新型コロナウイルス感染症により休業した国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者等に係る傷病手当金の支給について

1 目的

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ感染症」という。）の拡大を防止するには、労働者本人が感染した場合（感染が疑われる場合を含む。）に仕事を休みやすい環境を整備することが重要である。

給与等の支払いを受けている者（以下「被用者」という。）が病気やケガで仕事を休んだ場合に支給される傷病手当金は、被用者保険（会社等の健康保険）において制度化されている。一方で、国民健康保険及び後期高齢者医療制度には様々な就業形態の被保険者が加入しており、被用者である被保険者もいることを踏まえ、制度化のうえ支給する。

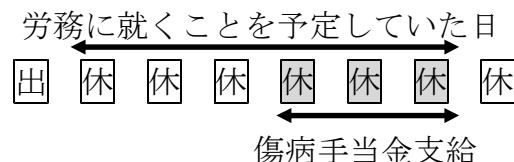
2 対象者

両制度の被保険者（被用者に限る。）で、新型コロナ感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者

3 支給対象となる日数及び適用期間

上記の対象者が療養のため労務に服することができなくなったときに、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日。

適用期間は令和2年1月1日から9月30日まで。（ただし入院が継続する場合等には最長1年6か月まで）



4 支給額

直近の継続した3か月間の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
（支払上限額 30,887円/日）

5 申請方法

さらなる新型コロナウイルス感染症拡大のリスクを回避するため、原則、郵送での申請とする。

6 区民への周知

区報、ホームページ等により周知する。

7 今後の予定

6月上旬 区議会第2回定例会に中野区国民健康保険条例の一部改正議案を提案

7月上旬 申請受付開始

※ 後期高齢者医療制度では、東京都後期高齢者医療広域連合において条例改正済み。